平成２２年（フ）第７０１号
新潟市江南区曽野木２丁目26番８号、前住所
新潟市秋葉区東島219番地５
破産者　石川　和俊
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５０号
新潟県魚沼市四日町1595番地
破産者　平澤　利広
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第８６号
京都府綾部市宮代町７番地
破産者　金山運送こと金山実こと　金　　實慶
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第４号
兵庫県篠山市住吉台23番地19
破産者　大江　康児
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第９６１号
兵庫県姫路市栗山町６番地　ロイヤルコーポ手柄206号、従前の住所兵庫県姫路市栗山町106番地１
破産者　服部　孝則
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１４７２号
広島市安佐南区緑井４丁目25番21号
破産者　坂元　伸浩
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３５５号
福岡県太宰府市朱雀４丁目17番17号、前住所
福岡県太宰府市五条２丁目14番８―602号
破産者　力丸　義行
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９５８号
福岡県糟屋郡志免町南里７丁目３番１―502号
破産者　安部　桂以（旧姓山田）
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９５４号
熊本市龍田陳内３丁目25番32号
破産者　木村　直正
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２５２７号
札幌市中央区南１条東４丁目７番地４　801号
破産者　上杉　慶恵
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７６１号
北海道石狩市厚田区聚富126番地118
破産者　二階堂公彦
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７６２号
北海道石狩市厚田区聚富126番地118
破産者　二階堂栄久子
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９８０号
札幌市北区拓北４条３丁目１番16号
破産者　戸波　武彦
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７３号
宮城県気仙沼市最知北最知１番地５
破産者　岩井　英俊
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第６５号
秋田市泉中央４丁目26番２号　石川達郎方
破産者　石川　達士
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９２号
福島県伊達市保原町大泉字中北90番地
破産者　花見　　忍（旧姓野木）
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３７２号
福島市上鳥渡字蛭川25番地の22
破産者　横田　辰也
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３０５５号
横浜市保土ケ谷区仏向町1068番地　サンハイツＡ―201、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区仏向町1348番地の１　富士見ハイツ105
破産者　大根　昌二
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０５６号
横浜市保土ケ谷区仏向町1068番地　サンハイツＡ―201、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区仏向町1348番地の１　富士見ハイツ105
破産者　大根　弘子
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部